

公益財団法人新潟市開発公社
平成 28 年度第 2 回評議員会議事録（抄本）

1 開催日時

平成 28 年 10 月 26 日(水) 9 時 58 分から 10 時 17 分まで

2 開催場所

白山会館 2 階蘭陵の間（新潟市中央区一番堀通町 1-1）

3 評議員現在数及び定足数

現在数 10 人、定足数 6 人

4 出席評議員数 9 人

（出席） 石川 昇 評議員、荻荘 誠 評議員、坂上 昭 評議員、高野 英介 評議員、
中野 繁子 評議員、中野 力 評議員、南澤 和雄 評議員、安富 佐織 評議員
渡邊 剛 評議員

（欠席） 中屋 昭夫 評議員

5 出席理事及び監事

（理事） 鈴木 亨 理事長(代表理事)、遠藤 良博 専務理事(代表理事)

（監事） 朝妻 博 監事

6 その他の出席者

（事務局） 加藤 正樹 事務局長、福田 悟 総務課長、
広川 俊司 スポーツ・レクリエーション課長、明間 寛治 緑化・施設整備課長、
齊藤 仁 水族館副館長、石田 孝 水族館管理課長、
村井 卓 総務課経理係長、丸山 勉 総務課総務企画係長、
武江 友子 総務課総務企画係主査

7 決議事項

議案第 1 号 定款の変更について

8 議事の経過の要領及びその結果

(1) 出席者の確認及び議長を選出

福田総務課長が出席評議員、理事、監事、事務局、所属長の紹介を行い、配布議案の確認をした。その後、定款並びに評議員会運営規程に基づき高野評議員が互選により議長に選出され、議長が開会宣言を行った。

(2) 決議の確認及び議事録署名人の選出

議長が、評議員会運営規程に基づき事務局へ出席状況の報告を求め、福田総務課長が定款並びに評議員会運営規程に規定する評議員の過半数の出席を満たしており、本評議員会は有効に成立している旨の説明があった。

議事録署名人は定款並びに評議員会運営規程に基づき高野議長並びに議長の指名により中野力評議員及び渡邊評議員とし、議案の確認の後、審議に移った。

(3) 議案第1号 定款の変更について（特別決議）

議長より、本議案は評議員総数の3分の2以上の賛成が必要であることが説明され、続いて理事からの説明を提言した。これを受け、鈴木理事長から定款の変更について次のとおり説明がされた。

まず、第4条の事業については、次年度以降水族館関連事業の実施主体となる一般財団法人新潟市海洋河川文化財団への移譲に向けた体制、役割分担に関する取り決め、及び同財団の公益法人移行への準備等が順調に推移していることから、当社は同事業を目的事業から廃止することとしたものである。

続いて、第10条及び第20条については、この事業の縮小に伴い評議員及び理事の定数の上限を引き下げるものである。

最後に、施行日を平成29年4月1日とする旨説明があった。

変更後の定款については以下のとおり。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 健康増進及びスポーツ振興
- (2) 都市緑化、公園緑地及び河川環境に関する啓発、利用促進及び保全
- (3) 霊園施設の建設及び経営
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（評議員の定数）

第10条 この法人に、評議員6人以上10人以内を置く。

（役員の設置）

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上10人以内

附則

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。

説明終了後、本議案に関して、次のとおり質疑応答があった。

（荻荘評議員）水族館事業移譲の目的は何か。

（鈴木理事長）公社は、水族館以外にも体育施設などいくつかの施設を管理しているが、水族館のような専門性の高い分野は、集中的に管理運営を行った方が、より良い市民サービスにつながると考えられるためである。

（荻荘評議員）移譲される財団は水族館事業のみか。

（鈴木理事長）水族館の管理運営の他、海洋及び河川の研究等も実施すると聞いている。

（坂上評議員）移譲される財団の収支はどうなるのか。

（鈴木理事長）水族館に付随する収益事業も移譲することになる。

（村井経理係長）収益事業は、売店などの売り上げで、今までの公社の実績より一千万単位の黒字になると思われる。

(石川評議員) 水族館のリニューアルのために使われた工事費用は公社負担だったのか。

(鈴木理事長) 建物所有者の新潟市が負担している。

(石川評議員) これまで、新潟市都市緑化推進協会等の複数財団が開発公社と統合してきた。その経緯からすると、水族館事業の移譲は逆行しているのでは。

(鈴木理事長) 当時は統合していく流れであった。しかし、水族館は新潟市で観光及び文化施設として重要な位置づけにあり、より良い施設管理をするためには独立させた方がいいという判断である。

審議の結果、本議案は出席評議員満場一致で原案どおり承認され、細部の修正が必要な事情が発生した際は理事長に一任すること、及び施行日までに新潟県公益認定審議会による認定が受けられない場合には施行を停止することを、出席評議員全員一致で可決した。

以上をもって、全ての議案の審議を終了し、10時17分に閉会した。

なお、閉会后、加藤事務局長より、変更認定申請に関する件、及び次年度以降における指定管理に対する方向性についての2件報告があったことを付記する。

上記の議事の経過の要領及びその結果並びに報告事項が正確であることを証するため、議長及び出席した評議員2人は記名押印する。

平成28年10月26日

公益財団法人新潟市開発公社

評議員会議長

高野 英介

評 議 員

中野 力

評 議 員

渡邊 剛
